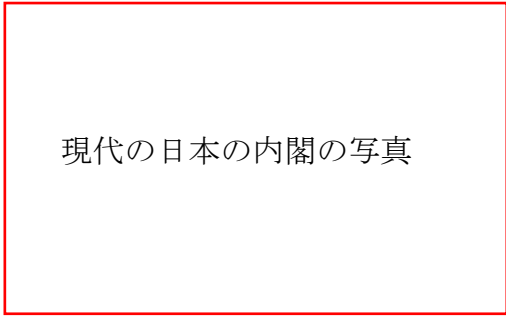


●本時の内容



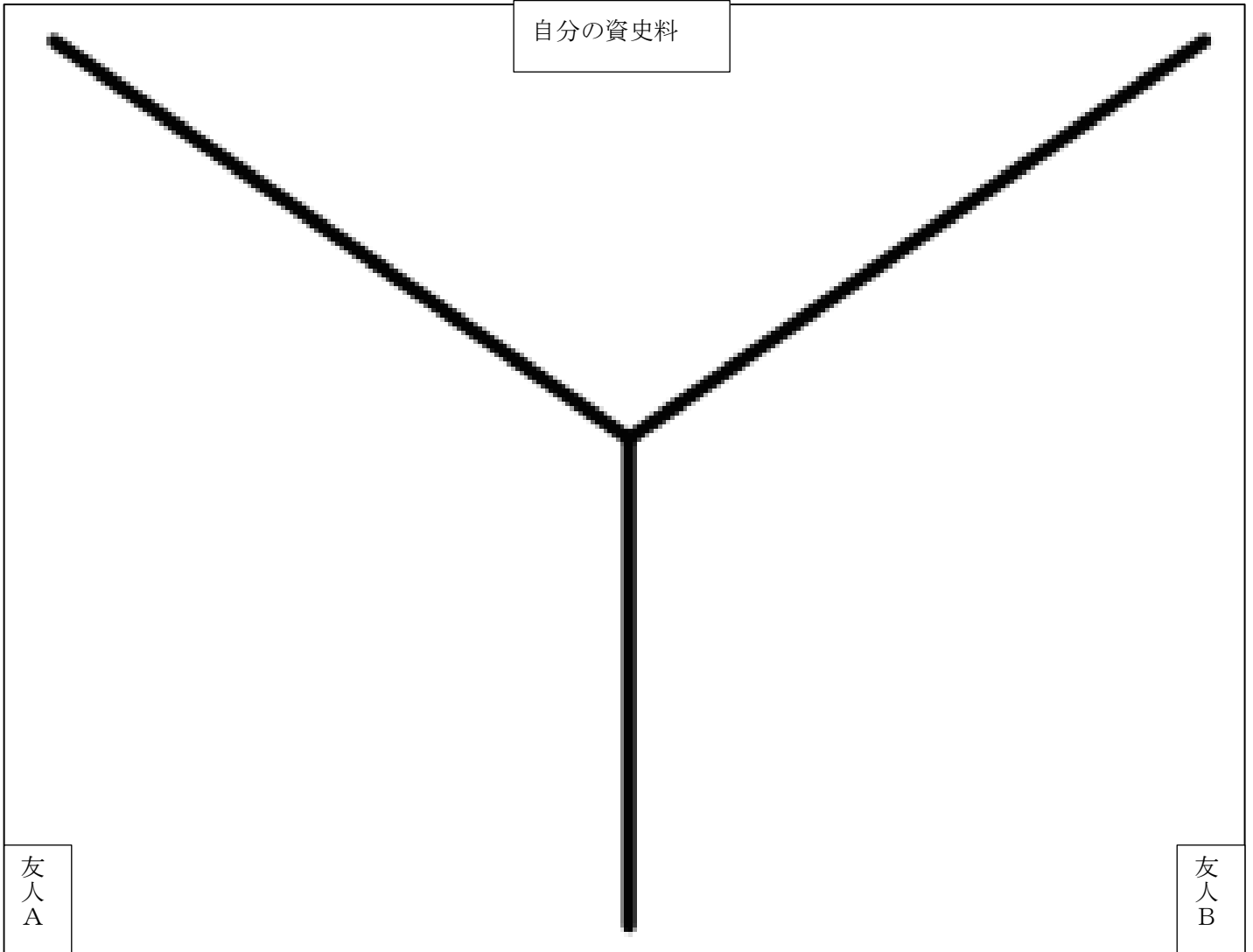
Q1, 左の写真を見て、あなたが感じることを教えてください
ださい

Q2, 大衆化で女性参政権の獲得が目指されたにもかかわらず、女性の閣僚や大臣が少ないのはなぜだろう。仮説をたててみよう。

↓だからこそ、今日の「問い」は…

問い：「近代化」の局面で生じた性別役割分業の課題に対し、「大衆化」の局面では人々はどのように対応し、その結果、課題はどのような形になり、今の私とどう関わるのだろうか。

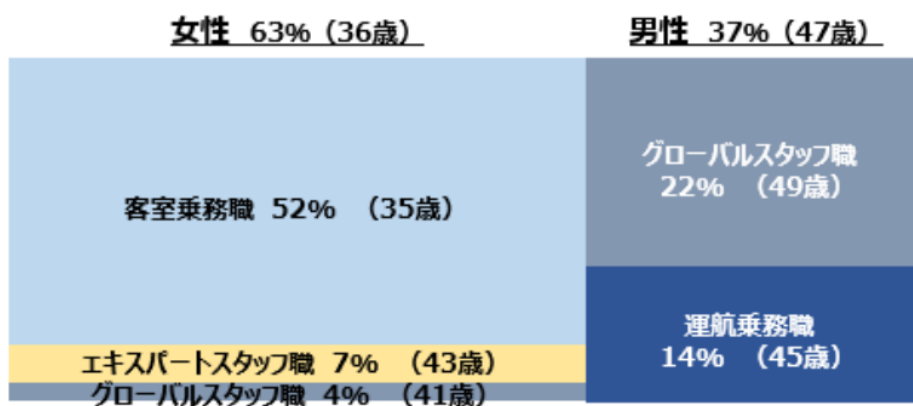
◎ジグソー活動で他者の意見に触れる・考えを深める



Q3,今日の「問い」に対し、「答え」を出そう。

【資料1】 航空会社A社の労働者の男女比（出典「A社有価証券報告書」より作成）

<参考> 男女・職種別 人員構成比・平均年齢
(2023年3月時点 日本雇用社員 休職者・出向派出社員等を含む)



※その他（女性運航乗務職、男性客室乗務職、男性エキスパートスタッフ職等）については、構成比0.5%未満のため記載を省略しています。

Q4, 大衆化の中で残った課題は現代において、解消されているといえるだろうか。【資料】や先生が提示したものも含めて、理由とともにお答えください

Q5,単元の最初に自分が設定した「問い」があったはずですが。単元全体の学習や今日の学習を踏まえ、自分の「問い」に対し、答えをだしていきましょう。(フォームを使います)

◆エキスパート資料 A 女性の活躍

【史料1】1927年における市川房枝の見解（『婦選』会報第2号）（意訳）



新日本建設の礎石は築かれた。男性普通選挙法案は議会を通過した。しかし国民の半数の婦人は政治圏外に取り残された。我ら女性が一人の人間として、一人の国民として、国の政治に参加することが当然な理由は語る必要がないだろう。この上は、女性の選挙権獲得を目指し、一致団結して協力をするに力を入れるべきである。

Q1、【史料1】の中で、主張をされていることは何か、簡単にまとめてみよう。

【資料2】男性普通選挙が認められた年

西暦	国名
1792	フランス
1870	アメリカ
1874	スイス
1890	スペイン
1893	ベルギー
1896	ノルウェー
1907	オーストリア
1918	イギリス、ドイツ、イタリア
1925	日本

【資料3】女性普通選挙が認められた年

西暦	国名
1893	ニュージーランド
1917	ロシア（ソ連）
1918	イギリス、ドイツ
1919	オーストリア、オランダ
1920	アメリカ
1934	トルコ
1944	フランス
1945	日本、イタリア
1948	大韓民国

【史料4】『東京日日新聞』1922年6月27日（意訳）

第1回国勢調査の結果より見た東京市人口の職業別統計によると…有業者中2割3分(約19万人)は女性である、そしてある種類の職業では、有業婦人の数が有業男子の数を超過していることさえある…。実にこれを全国的に見るとわが国には約400万人の職業婦人(農家の手助家族をふくまず)がいる訳で女10人(子供をもふくむ)寄ればその中には必ず一人半の職業婦人がいる勘定である…。

Q2、「大衆化」の中で、近代化で形成された性別役割分業は解決されたと言えるか。資史料を読み取って、お答えください。

✿エキスパート資料B 男性側はどう考えていたのか

【史料1】 T.G.F ウィルビーが婚約者にあてた手紙

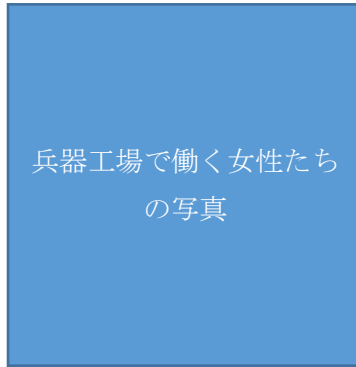
愛しい人よ、君には仕事の時にズボンをはいてほしくない。僕はそういう格好にうんざりしている。君は決してそんなものを身につけないだろうが、もしズボンをはいているのならば、ぼくにはそんな姿を見せてほしくないし、僕と会う前に脱いでほしい。(中略) 君が何をしようが、女性らしさを失ってほしくない。僕は君がかよわい女性だからこそ君を愛している。僕が君に軍需工場の仕事から身を引いてほしいと思っている唯一の理由は、粗野で男みtainな気質が育てられるかもしれないと思っているからだ。

Q1, 【史料1】で求められている「女性像」というのは、以下のどの資料の姿が当てはまると考えられるか、○で囲んでみましょう。

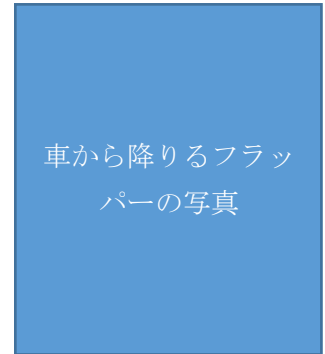
【資料2】近代における女性像



【資料3】戦争中の女性の姿



【資料4】フラッパー



【史料5】1921年（大正10）年2月26日第44回帝国議会 藤村義朗男爵の演説（意識）

婦人自らが政治運動をするというような動きは本当に面白くない。第一それは生理的から申しまして、心理的から申しても、自然の理法に反しています。特にこの政治上の運動を男子と共に活動するといふことは、女子の本分ではない。女子の本分は家庭にある、教育もしくは社会的の事業にあると思うのであります。…貴族院がこれを許しますということは我国体（国家の体制）に関すると思います。私は断然これに反対します。

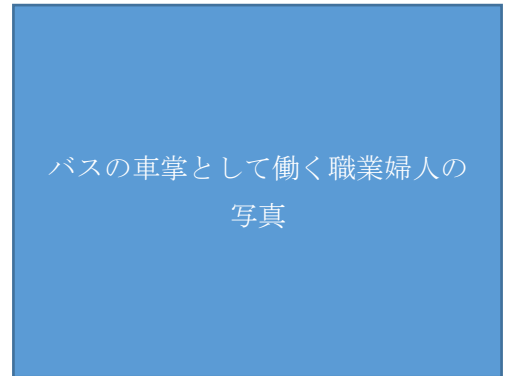
Q2, 「大衆化」の中で、近代化で形成された性別役割分業は解決されたと言えるか。資史料を読み取って、お答えください。

◆エキスパート資料C 活躍する職業婦人の実態

【資料1】大正時代における職業の分類
(1925年 梅村一郎『婦女新聞』より作成)

母性的職業 (教育と養育)	保母、小学校教員、中等教員、女医、児童保護司、家庭教師、看護婦、社会事業家、産婆
主婦的職業 (家庭炊事裁縫)	婦人秘書、派出婦、和服洋服裁縫婦、ホテルの婦人栄養手、料理婦、家庭教師、ミシン
女性的職業 (女性美と性欲)	モデル、女優、女給、私娼、公娼、芸妓
一般婦人性の職業 (芸術技術販売)	●芸術的-婦人图案家、女芸師匠、婦人婦子仕立家、美術家、音楽家等 ●技芸的-タイピスト、美容結髪師、製図手、製糸教師、写真師、歯科医 ●柔和-女車掌、電話交換手、案内人、女店員
同性相手の職業 (理解と同情)	外交員、婦人記者、婦人探偵、税関吏、社会事業家、教戒師、女工監督、通訳
簡易な労働職業 (補助労働)	掃除婦、小使、農業手伝婦、坑婦、女運転手

【資料2】大正時代バスの車掌として働く職業婦人



【資料3】「職業婦人に関する調査」(1924年)の主要項目の結果(『職業婦人の歴史社会学』より作成)

年齢(歳)	15~24	25~34	35~49	50歳以上							不詳	計	
ケース数	643	152	78	5							22	900	
%	71.4	16.9	8.7	0.6							2.4	100.0	
配偶関係	未婚	有配偶	離婚	寡婦							不詳	計	
ケース数	752	116	11	21								900	
%	83.6	12.9	1.2	2.3								100.0	
教育程度	尋常小学校 卒業者	高等小学校 卒業者	中等学校 卒業者	中等学校 半途退学	職業教育を 受けた者	専門学校 程度の者						不詳	計
ケース数	260	281	149	50	153	3						4	900
%	28.9	31.2	16.6	5.6	17.0	0.3						0.4	100.0
勤続年数	1未満	2	3	4	5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	不詳	計	
ケース数	157	117	175	120	81	129	58	38	12	2	11	900	
%	17.4	13.0	19.4	13.3	9.0	14.3	6.4	4.2	1.3	0.2	1.2	100.0	

Q1, 職業婦人として社会に進出していった人にはどのような人が多く、どのような特徴があるか。職種、配偶関係、勤続年数に注目し、お答えください。

Q2, 「大衆化」の中で、女性の社会進出は進んでいったといえるか、お答えください